

【平成30年度版】保険者別・集合契約内容等 概要の比較表

内容／保険者	健康保険組合連合会	全国健康保険協会	一般社団法人共済組合連盟 (国家公務員共済組合)	一般社団法人 地方公務員共済組合協議会 (地方公務員共済組合)	日本私立学校振興・ 共済事業団	全国土木建築 国民健康保険組合	全国建設工業 国民健康保険組合	全国歯科医師 国民健康保険組合	近畿税理士 国民健康保険組合	岡山県建設 国民健康保険組合	宮城県	福島県	岩手県
特定健診・ 健診項目	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)・HbA1c のいずれか実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)・HbA1c のいずれか実施 ●眼底検査は原則両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は原則両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)・HbA1c のいずれか実施 ●眼底検査は片眼で可	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)・HbA1c のいずれか実施 ●眼底検査は原則両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼	●血糖検査については血 糖(空腹時・随時)、HbA1c の両方実施 ●眼底検査は両眼
特定健診 基本項目・単 価	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円	基本項目：7,020円
特定健診 詳細項目・単 価	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円	貧血 238円 心電図 1,404円 眼底 1,210円 血清クレアチニン及び eGFR 119円
特定保健指 導・ 単価	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 積極的支援：23,760円	特定保健指導の委託なし	動機付け支援：7,560円 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円	動機付け支援：7,560円 (動機付け支援相当：7,560円) 積極的支援：23,760円
特定保健指 導・3ヶ月以上 の継続的な支 援の形態	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	特定保健指導の委託なし	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)	国の指針どおり(標準的な健 診・保健指導プログラム(平成 30年度版)参照)
動機付け 支援相当	○	×	○	○	×	特定保健指導の委託なし	×	○	○	×	○	○	○
セット券	発行する	発行する	発行する	発行する	発行しない	特定保健指導の委託なし	発行しない	発行しない	発行する	発行する	発行する	発行する	発行する
請求・支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 の国保連合会指定日に支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 末日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払	翌月5日までに請求・翌々月 21日支払
請求先	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会	実施機関の所在地の 国民健康保険団体連合会
保険者番号	各組合ごとで異なる	各都道府県支部により異なる	各組合ごとで異なる	各組合ごとで異なる	34130021	00133033	00133298	00093013	00273102	00333047	各市町村等ごとで異なる	各保険者ごとに異なる	各市町村等ごとで異なる
保険者負担額	各組合ごとで異なる	特定健診基本項目は 6,520円、詳細項目は 3,400円、動機付け支援は 7,560円、積極的支援は 23,760円を負担。	各組合ごとで異なる	各組合ごとで異なる	全額を負担	基本項目のみ実施の場合 は6,020円を負担、詳細項 目も実施した場合は6,020 円に該当詳細項目の単価 分を加えた額を負担。(受 診者の自己負担はどのよう なケースであっても1,000 円)	契約書別表3の範囲では 全額を負担。	全額を負担	全額を負担	全額を負担	各市町村ごとで異なる	各保険者ごとに異なる	各保険者ごとで異なる
契約範囲	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目および 特定保健指導の範囲に限 る(人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目および 特定保健指導の範囲に限 る(人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目および 特定保健指導の範囲に限 る(人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目およ び特定保健指導の範囲に 限る(人間ドック等を実施 した場合は集合契約外とな ることに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目およ び特定保健指導の範囲に 限る(人間ドック等を実施 した場合は集合契約外とな ることに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目の範 囲に限る(人間ドック等 を実施した場合は集合契約 外となることに注意)	基本的には特定健診基本 項目・詳細項目および特 定保健指導の範囲に限 る。ただし契約書別表3(人 間ドックの実施)について は、契約書第2条第5項の 条件を満たし対応できる施 設は実施可。実施の際は 別添の“留意事項”を参照 のこと。	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目およ び特定保健指導の範囲に 限る(人間ドック等を実施 した場合は集合契約外とな ることに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目およ び特定保健指導の範囲に 限る(人間ドック等を実施 した場合は集合契約外とな ることに注意)	契約書で示した特定健診 (後期高齢者健診)基本項 目・詳細項目および特定 保健指導の範囲に限る (人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 (後期高齢者健診)基本項 目・詳細項目および特定 保健指導の範囲に限る (人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 (後期高齢者健診)基本項 目・詳細項目および特定 保健指導の範囲に限る (人間ドック等を実施した 場合は集合契約外となる ことに注意)	契約書で示した特定健診 基本項目・詳細項目およ び特定保健指導の範囲に 限る(人間ドック等を実施 した場合は集合契約外とな ることに注意)
その他備考	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	対象者(集合契約における受 診者および利用者)は、契約 書第1条により被扶養者のみ を対象。	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	○保険者発行の受診券に 過去の健診結果、問診票 が添付 ○保険者発行の利用券に 2回目以降の利用券(独自 仕様)が添付。 ○受診(利用)券上の「契 約とりまとめ機関名」に「個 別」と記載されているのを 「日本人間ドック学会/日 本病院会」を含む記載と読 み替える。本取扱いを受 診券の注意事項にも記載 予定のため確認。	○受診(利用)券上の「契約 とりまとめ機関名」に「個 別契約」と記載されている のを「日本人間ドック学 会/日本病院会」を含む 記載と読み替える。	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	○受診(利用)券上の「契 約とりまとめ機関名」は、 保険者によって異なる。 A契約のほかB契約を締結 している保険者では、「○○ (都道府県名)集合B」と併 記されている。	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---	---通知すべき情報が発生し た場合に掲載予定---

*単価は税込です。
*上記内容はあくまで概要のため、詳細については必ず本契約書等をご確認ください。

※本表および同封の委託集合契約書類一式内の各種データ(委託元保険者一覧など)は、当学会ホームページ(<http://www.ningen-dock.jp/>)にも掲載しています。併せてご利用ください。